

令和4年6月農業委員会定例会議事録

日時	令和4年6月20日（月）午後1時30分～午後2時48分
場所	さぬき市役所 3階 301、302会議室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1～3号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第4～8号)
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第9～11号)
日程第5	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第12号)
日程第6	農業振興地域整備計画変更の答申について (会長提出議案第13～15号)
日程第7	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第16号)
日程第8	その他
出席委員	1 楠 豊 3 朝倉重弘 17 芳竹和政 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 間嶋正憲 8 大塚ノブ子 9 岡村義弘 10 廣瀬 徹 12 十川隆行 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 16 藤澤 明 4 蓮井セツ子(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	2 吉原博美 15 十河道夫
事務局	山下智資事務局長 頼富伸次副主幹 松本美佳主査 藤川英祐主任主事
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	三好幸信農地集積専門員 猪熊正農地集積専門員
傍聴者	なし

化したためです。お手元の資料の6ページ、7ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から北西へ約330mに位置しております。申請地は昭和54年から平成21年にかけて相続が全て終わっております。当該申請地は平成5年に耕作者が死亡し、その後耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化しました。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されていません。位置図は資料6ページ左側、写真方向図は資料7ページ左側、現況写真は資料7ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第6号、地区番号5、受付年月日、令和4年6月1日。申請人は●●●●●●●●、●●●●様、申請地は●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は畑、現況地目は山林、地積は140㎡です。昭和32年頃から65年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料8ページ、9ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から南へ約470mに位置しております。申請地は平成31年に相続されております。当該申請地は、申請者の夫が昭和32年に相続しましたが、●●在住のため耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化しました。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されております。位置図は資料8ページ、現況写真は資料9ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第7号、地区番号5、受付年月日、令和4年6月1日。申請人、●●●●、●●●●様で、申請地が●●●●●●●●●●番●です。台帳地目は田、現況地目、宅地、地積が94㎡ございます。申請理由と致しましては、農業用倉庫として利用を始めているためです。お手元の資料の10ページ、11ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から南へ約820mに位置しております。申請地は平成16年に相続をされております。申請地は平成10年頃に農業用倉庫を建築し、現在も使用しております。位置図は資料10ページ左側、現況写真は資料11ページ右側になるのでご確認ください。

会長提出議案第8号、地区番号5、受付年月日、令和4年6月1日。申請人は●●●●●●●●、●●●●様、申請地は●●●●●●●●番●他4筆です。台帳地目は2筆が畑、3筆が田、現況地目は山林、地積は5筆合計で3,004㎡です。昭和52年頃から40年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料12ページから14ページをご覧ください。

概要でございますが、さぬき市●●、●●●●から南へ約1,530mに位置しております。申請地は昭和61年に相続されております。当該申請地は昭和52年に現在の●●のほうに転居し、耕作放棄となり、周辺の山林に浸食され山林化したものです。また、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地に分類された土地赤判定と確認されております。位置図は資料12ページ左側、写真方向図は13ページ右側、現況写真は資料14ページ右側になるのでご確認ください。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それでは、ご報告致します。会長提出議案第4号の非農地証明願いですが、内容については説明のとおりであります。資料の写真5ページの特に右下の写真を見ていただければ分かるように、山との隣接地で小さい畑であります。この畑全体をイノシシが掘り返していました。地区委員会と致しまし

続いて、会長提出議案の第10号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日が令和4年6月1日。申請人、●●●●の●●●●様、申請地は●●●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況地目が一部宅地の田となっております。地積は372㎡です。転用目的は既存宅地の拡張と駐車場、建築面積は433.39㎡。こちら、一部無断転用の是正の案件になりますので、工事着完予定年月日が平成7年2月1日から令和4年9月30日までとなっております。農地区分は第3種農地となっております。すみません。この議案については、資料の差し替えがございます。こちらのA3サイズに両面印刷の資料をご覧ください。17ページと18ページの裏表となっております。17ページの左側に位置図を掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●●●●●●の南約350mに位置し、隣接については、宅地、道路及び水路に接しております。申請者の住居の隣の農地を駐車場として利用する計画です。また、既に申請地の一部を宅地として利用していることが判明したため、併せて無断転用を是正するものです。なお、地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

こちら、資料の差し替え、変更があった部分については、18ページの土地利用計画図と断面図のほうで、最初、断面図のほうが駐車場スペースが市道とフラットになっていたんですけど、実際、確認したら、市道より若干下がっていましたので、現況に合わせて変更が提出されました。

続いて、会長提出議案の第11号についてご説明させていただきます。地区番号3、受付年月日、令和4年6月1日。申請人、●●●●、●●●●様、申請地が●●●●●●●●●●番●、台帳地目、田、現況地目、雑種地。地積が739㎡。転用目的は農地用物置、農作業所、建築面積は341.05㎡。こちらの案件も無断転用の是正の案件になりますので、工事着完予定年月日が平成10年2月4日から平成10年6月30日となっております。農地区分は第3種農地となっております。資料と致しましては、19ページから20ページで、位置図を19ページの左側に掲載しております。

申請地の概要でございますが、さぬき市●●、●●、●●●●●●の南南東約1.9kmに位置し、隣接については、宅地、ため池、田、畑及び道路に接しております。このたび既に農業用物置及び農作業所として利用している申請地の無断転用が判明したため、是正するものです。なお、地元土地改良区をはじめ水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され、反省の念を示していることなどから、許可も止むを得ないと考えております。

農地法第4条に基づく申請審議については、ご説明は以上となります。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

まず、最初、●●地区、お願いします。

楠 豊委員

それではご報告致します。会長提出議案第9号の4条申請ですが、地区委員会と致しましては、現地を確認し、今回、無断転用の是正をするということのようでございますので、よろしくお願い致します。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岡村義弘委員

それでは、10号について説明します。今、事務局から報告があったとおり、無断転用については異論ないですけど、後から資料もらった自分も分かるんですけど、申請地と隣接する道路との段差が15cmぐらいあります。その間に用水路が通るもんで、それも反映して、段差があるものと思います。

会長提出議案第13号です。議案書8ページをご覧ください。
譲渡人は●●●、●●●様、譲受人は●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は分家住宅です。申請地の位置でございますが、27ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●から南東へ約210mのところのところに位置しております。

続いて、農用地域への編入の個別案件についてご説明します。

会長提出議案第15号です。議案書9ページをご覧ください。

申請者は●●●●●●●●●●、●●●●様で、申請地は●●●●●●●●●●●●●●●●番●です。申請地でございますが、資料の32ページ左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から北東へ約830mのところのところに位置しております。

説明は以上です。

議長（会長）

事務局からの説明が終わりました。なお、本議案につきましては●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願いします。

まず、最初、●●地区、お願いします。

松岡浩二委員

第15号議案ですが、同じく6月15日に現地確認を行いました。これも農地に変えるという農振除外の案件から除外を。

事務局

農振に今、入ってないんで、農振に入れる。

松岡浩二委員

あ、そういう意味か。前、農振に言われたやつですよ。

事務局

ああ、大分前に。

松岡浩二委員

それを農地に変えるということなんで、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）

続きまして、●●地区代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

大塚ノブ子委員

第13号についてご報告致します。6月18日、現地確認を行いました。●●の●●●●さん、この方は譲受人の●●●●さんのおじいさんです。●●さんは孫に当たります。それで、今、●●に住んでおりますけれども、このたびおじいさん、お父さんのそばへ家を建てることになったそうです。それで、おじいさんの田んぼを譲り受けるそうです。よろしくご審議ください。お願い致します。

議長（会長）

地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号、第15号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員

「質疑なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第13号、第15号につきましてお諮りします。議案第13号、第15号について異議ありませんか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

それでは、議案第13号、第15号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

続きまして、●●委員の関係する議案である議案第14号の審議に入りま

すので、それでは●●委員の退席を求めます。

(●●委員 退席)

議長 (会長) では、事務局の説明を求めます。

事務局 ●●委員さんの案件は、農用地域からの除外で、会長提出議案第14号となります。議案書8ページをご覧ください。

譲渡人は●●●●●●、●●●●●様外1名、譲受人は●●●、●●●●●様です。申請地は●●●●●●●●●●番●です。除外後の用途は貸屋外研究施設です。申請場所の位置でございますが、資料30ページの左側をご覧くださいと思います。●●●●●●●●●●から東へ約500mの所に位置しております。説明は以上です。

議長 (会長) 議案第14号の説明が終わりました。本議案につきましては長尾地区の関係案件ですので、代表委員からの調査結果の報告をお願い致します。

岩澤佳宣委員 14号について、これは●●●●●線沿いの土地で、元そこにお墓があったそうです。それをのけて、何か研修地の家を研修地で買ったところについていたもので、水田にするにはちょっともう難しい、段差のあるところでした。別に異常ないと思われしますので、ご審議のほどよろしく願います。

議長 (会長) 地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ございませんか。

全委員 「質疑なし」との声あり。

議長 (会長) それでは、議案第14号につきましてお諮りします。議案第14号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長 (会長) それでは、議案第14号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。退席されている●●委員の再入場を認めます。

(●●委員 着席)

議長 (会長) ここで、暫時5分休憩致します。

休 憩

議長 (会長) 再開致します。
続きまして、日程第7 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第16号を議題と致します。
それでは、事務局より説明を求めます。

事務局 失礼します。会長提出議案第16号番号1の●●●●●●●●●●さんから説明させていただきます。

住所は●●●●●●●●●●●●●●●●番地、設立年月日は平成19年6月1日です。別紙の経営改善計画を参照してください。
現在、水稻(主食米・WCS・加工米)と小麦を生産しています。農業経

芳竹和政委員 どうでもええ話なんやけど、経営の構成について、年齢は5年後を書いとるんか、現在を書いとるんか、どっちになるんでしょうか。

事務局 経営の構成の構成員さんの年齢は、今この計画をつくったときに聞き取りをさせていただいた年齢になると思います。

芳竹和政委員 そしたら、最後の●●さん、多分今45やと思うし、お父さんも71かぐらいになるんですよ。統一すべきでないかなと思うんですよ。

事務局 すみません。一応●●さんが40歳になっています。

芳竹和政委員 ●●の●●さんは44です。お父さんは71か2か。

事務局 分かりました。もう一度確認して。

芳竹和政委員 それやったら統一しとかんと、5年後の年かなと思うんですけど。

大塚ノブ子委員 すみません。●●●●●●ですけれども、用紙の半分辺りに、(2)農畜産物の加工、販売、その他の関連附帯事業売上げとあります。事業内容が作業受託(稲刈り・収穫)現況800万、5年後、令和9年にも800万。(3)の農用地及び農業生産施設を見ますと、特定作業受託を、現状は100a、令和9年の5年後には50になっとるんです。そしたら、この売上金も減らないかんの違いますか。

事務局 作業受託のほうは、兼業農家さんとかから頼まれて、その作業だけをさしてもらったものの売上げになるんで。

大塚ノブ子委員 面積が半分ですのに。

事務局 特定作業受託というのは、正式な農地機構とか農業委員会さんの手続をせずに、作業受託の契約書だけで農地を借りたりしている面積になりますので、ここの売上げと面積が比例しているかと言うと。

大塚ノブ子委員 合わんのですか。

事務局 はい。

大塚ノブ子委員 そんなもんですか。分かりました。すみません。

議長(会長) ほかにございませんか。
寒川委員さん。

寒川 巧委員 構成員を見ていると、別にいちゃもんをつけるんじゃないけ、●●●●●さんは84歳ですよ、今現在。84歳で受託して、次が89歳になられるわけ、5年たったら。それで、作業日数がこのぐらい増やすんだというのは、本当にこういう形で報告して、本当は下の人がとても若い人で、70代の人がいたら、その人が5年後には増えるというのは分かるんだけど、84歳の方が、5年後にまだこれに増やしていくというのは、どうも形式的に書いてあるとしか思えない、作業をね。こういう問題、ちょっと考えておかないかんと思うんです。
それから、本当はこの時点で認定農業者になるんだったら、申請して、現

在の所得がこれだけあって、5年後にはこうなりますよというて出すんですけど、作業もこれだけしますんですよというんで、継続するんだったら、5年後にじゃどうでしたかといった比較はしとるんですか。5年前に申請しているから、この方は認定農業者に。我々も書類を見ているんだけど、もう忘れたけど。それは、その当時の申請した分と、現在出す分との比較。

事務局

一応ヒアリング等をさしていただくときには、決算書なりを見て。

寒川 巧委員

そしたら、必ず大体予定どおりに増えていますか。まず、難しいんじゃない。

事務局

まあ、そうですね、なかなか。

寒川 巧委員

これ、考えておかないと、困るんですよ。認定するのに困るし、農家の人を助けないかんから、できるだけ緩くしていくのはいいと思うんだけど、数字上だけ形式的に増えていくことにしたら、認定になるというんだったら、やめたほうがいい。私だって、もう何でもかんでもええがというふうになるじゃないですか。だから、本当は4年前にこういう予定でやります。80歳だけど、こういう予定でやりますと言って、年間所得500万ですと。85歳のときには、このような作業日数で、このぐらいになりますというんだったら、非常に厳しくなるんです、年を取るということは。かなり厳しいと思うんですが、そういう形のあれを入れておかないと、比較すると、私たちは言いませんけど、比較するようになったら、どうしようもないで。多分違っていると思うわ。

報告で見ると、皆さん、増えているんですが、5年後は増えるわな。作業も時間も増やす。金額も増やす。目標だから構わんですけど。だけど、何でもかんでもそうやったら、それでいくというようになってしまうでしょう。

大塚ノブ子委員

それと、私が不思議に思うのは、実際の売上高はできちゅうんですか。

事務局

実際というのは、5年前に立てた計画を達成しているかどうか。

大塚ノブ子委員

ここに数字が出とるでしょう。この数字は、本当にこの数字なのかしら。認定農業者の人をずっと見ていきよったら、え、あの人そんなに売上げあるんと思うような人がおるんです。その辺、引っかからんかな。

議長（会長）

その金額は目標であって、次5年後にまた契約し直すでしょう。それまでに達成しなくても、もう一回受けよるわな。それは、もうやっぱり気候もあるし、農業は。気候もあるし、単価の変動もあるし、そこまではまだ制限しとらんげやな。ほじゃけん、480万ですか、目標を立てて、5年後に480万になってなかったら、次、認定農家を取り消すということは、今のところ、していないそうです。

努力してくれよというんで、次また通しよるわな。

寒川 巧委員

そうそう、できるだけ農家の人には甘くは構わんで。大いに奨励して、頑張ってもらいたいんだから、構わんですよ。ただ、それを知っておかないと、何でもかんでもそれに便乗したらええんかという話になるから、それだけちょっとよろしくお願いします。

議長（会長）

ほかにございませんか。

全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、それでは、農業経営改善計画の審査について、議案第16号についてお諮りします。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第16号について原案のとおり承認することと致します。本日上程の議案についてですが、以上ですが、日程第8 その他で事務局ありませんか。
事務局	<p>そしたら、事務局から、まず経営改善認定資料につきましては、後で回収しますんで、机の上に置いてください。</p> <p>次に、先月提出いただいた令和5年度の農地等の利用の最適化の推進に関する改善意見について取りまとめましたので、報告を致します。</p> <p>まず、農地等の利用の最適化の推進強化に関する事項としまして、1点出されております。水田活用の直接支払交付金の見直しを要望するという内容でございます。</p> <p>次に、遊休農地の発生防止、解消に関する事項として、中山間地域における鳥獣の駆除と捕獲が必要ということで、その他1点、全部で2項目出されております。</p> <p>次に、新規参入の促進に関する事項ということで、1項目出されております。</p> <p>次に、農地等の利用の効率化及び高度化の促進に関する事項ということで、4項目ほど出されております。</p> <p>以上のような意見が出されておまして、これを集約したものを農業会議へ報告させていただきます。</p> <p>改善意見書は、県内の各農業委員会から農業会議へ報告されますが、農業会議で取りまとめたものを集約した後、香川県へ要望するような流れになります。</p> <p>次に、皆さんのほうに農業新聞の写しを出しておりますが、これは何かと言いますと、下限面積のことで書かれておる内容がございました。下限面積の設定についてでございますが、今年3月に2020年の農林業センサスに基づく資料を提示させていただいて説明し、各地区で検討いただいたと思います。その後、国において議論されていたんですけども、下限面積の要件について、5月20日の国会で可決され、下限面積の要件を廃止ということになりました。もうなくなったということです。</p> <p>今後は、農地取得に係る審査基準が見直されることとなりますので、また国とか県から具体的な通知がありましたら、ご報告させていただきます。</p> <p>次に、次回の定例会でございますが、7月20日の水曜日午後1時半から、本庁3階、301、302で行いますので、また予定のほうをよろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	農地集積専門員の方、何かありますか。
農地中間管理機構	ございません。
事務局	すみません。事務局からもう1点、皆様のお手元に2022年度版の全国農業新聞のパンフレットをお配りしています。また、普及活動の際にお役立ただければ幸いです。また、地区代表委員の方には、推進委員さんの方と本日欠席している農業委員の方用のパンフレットが入った茶色の封筒もお

配りしています。お手数をかけますが、配付をお願い致します。
以上です。

議長（会長）

以上をもちまして、令和4年6月農業委員会定例会を閉会と致します。慎重なるご審議ありがとうございました。

（ 2時48分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業振興地域整備計画変更の答申について
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・・・14名 反対委員・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 5 番

署名委員 6 番